

# 公認審判員制度細則

## 第1章 総則

- 第1条 公益社団法人日本スカッシュ協会（以下JSA称する）は審判技術の向上と正しいスカッシュ競技の運営を図る為に公認審判員制度を設ける。
- 第2条 公認審判員（以下審判員と称する）の資格審査をする為に公益社団法人日本スカッシュ協会レフリー委員会（以下本委員会と称する）を設ける。
- 第3条 本委員会は理事会の議を経て会長が委嘱した若干名の委員（以下本委員）で組織される。
- 第4条 本委員会の構成は委員長1名、副委員長1名または2名と委員を若干名とする。
- 第5条 本部会は第1条の目的を達成する為、審判員の資格審査認定を行なう。認定資格は1級、2級、3級、4級とする。

## 第2章 審査検定基準

- 第6条 本部会の審判員資格審査基準を次の通りとする。
- (1) 1級審判員の審査基準を次の通りとする。
- 以下の条件をすべて満たすこと
1. JSAのプロ選手、個人選手、学連、レフリー・コーチ会員である者
  2. 2級審判員として3年以上継続した審判経験があり、海外での試合経験もしくは審判経験がある者
  3. 下記条件のいずれかを満たす者
    - (1) スカッシュの技術が日本代表レベルまたは日本代表レベルの選手の指導者としての経験を有する者
    - (2) 英語でのコミュニケーション(会話)が可能で国際試合の審判ができる者
    - (3) JSAおよび各支部の推薦または指定された者
- (2) 2級審判員の審査基準を次の通りとする。
- 以下の条件をすべて満たすこと
1. JSAのプロ選手、個人選手、一般、学連、レフリー・コーチ会員である者
  2. 競技歴（協会プロ、個人、一般登録）が3年以上と認められる者
  3. JSA主催の公認大会の審判経験がある者
  4. 下記条件のいずれかを満たす者
    - (1) 3級もしくは4級審判員として3年以上の経験がある者
    - (2) JSA公認コーチレベルIを取得している者

- (3) JSA および各支部の推薦または指定された者
- (3) 3級審判員の審査基準を次の通りとする。
- 以下の条件をすべて満たすこと
1. JSA のプロ選手、個人選手、一般、学連、コーチ・レフリースタッフである者
  2. 競技歴（協会プロ、個人、ジュニア、一般、学連登録）が原則1年以上と認められる者
  3. 下記条件のいずれかを満たす者
    - (1) JSA 公認レベルTを取得している者
    - (2) JSA および各支部の推薦または指定された者
    - (3) 3級審判員資格取得を希望する者
  - (4) 4級審判員の審査基準を次の通りとする  
JSA の一般、ジュニア、学連会員である者

第7条 審判員の資格認定基準は次の通りとする。

- (1) 1級審判員は JSA 認定の1級審判員資格試験又は同等レベルの国際資格または他国の資格を有し申請された者
- (2) 2級審判員は JSA 認定の2級審判員資格試験又は同等レベルの国際資格または他国の資格を有し申請された者
- (3) 3級審判員は JSA 認定の3級審判員資格試験又は同等レベルの国際資格または他国の資格を有し申請された者または4級審判員で更新時に3級審判員の審査基準を満たし申請された者
- (4) 4級審判員は JSA 認定の4級審判員資格試験又は同等レベルの国際資格または他国の資格を有し申請された者

第8条 審査認定に合格した者には資格認定証が与えられる。

第9条 審査認定に合格した者は公認料を納めなければならない。

### 第3章 講習会と認定試験

第10条 資格習得志望者は JSA 認定の講習会を受講の上、学科試験と実技試験を受けなければならない。

第11条 認定試験の合格は次の通りとする。

- \* 1級認定試験 JSA 公認レフリースタッフアセッサーのアセスメントを受けて基準点をクリアした者（基準点は別途定める）
- \* 2級認定試験 学科 80/100 点・実技 80/100 点以上とする
- \* 3級認定試験 学科 70/100 点・実技 70/100 点以上とする。
- \* 4級認定試験 学科 70/100 点・実技 70/100 点以上とする。

## 第4章 資格

第12条 次の場合は審判資格を失う。

- (1) JSA 資格を失った時（会員資格は、各級相当とする）
- (2) 審査認定に指定された期日までに公認料を納入しなかった時
- (3) 本委員会で失格を適当と認めた時

## 第5章 附則

第13条 本細則の改廃は本委員会の議を経て、常務理事会の承認を必要とする。

第14条 講習会、認定試験の開催、試験の合否認定など本制度運用に関する事項は別途マニュアルに定め、これに準じる

第15条 本細則は2023年4月1日から適用する。

2006年3月8日制定

2023年2月26日改訂